

# エコカー1 物品税率引下布告

日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコク事務所 編

※本資料は日本企業および日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。  
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力：Thai Keizai Publishing Co.,Ltd 社

## ●物品税率引下げについての財務省布告（第128号）

〔注／エコカー1対象車の減税措置の改定〕

前文省略

## 第1項

仏暦二五五六年四月二四日付けの物品税率引き下げについての財務省布告（第一〇九号）により改定増補された仏暦二五三四年一二月三〇日付けの物品税率引下げ及び免除についての財務省布告（第二七号）の末尾リストにおける「5、自動車」「05・01」種及び「05・02」種（2）の（2・4）を廃止し、本布告末尾リストに基づく内容に置き換える。

## 第2項

本布告は仏暦二五五九年〔西暦二〇一六年〕一月一日から施行する。〔注／官報公示日は二〇一四年一〇月二二日〕

## \*末尾リスト

## 05・01及び05・02種

（2・4）局長が布告規定した原則、要件に基づく世界標準省エネルギー自動車

（2・4・1）排気量1300立方cm以下のガソリン・エンジン 50%→17%

（2・4・2）排気量1500立方cm以下のディーゼル・エンジン 50%→17%

（2・4・3）排気量1300立方cm以下、かつ1kmにつき100グラム以下の二酸化炭素排出量、かつ局長が布告規定したアクティブ・セーフティ・システムの安全標準に従っているガソリン・エンジン 50%→14%

（2・4・4）排気量1500立方cm以下、かつ1kmにつき100グラム以下の二酸化炭素排出量、かつ局長が布告規定したアクティブ・セーフティ・システムの安全標準に従っているディーゼル・エンジン 50%→14%

（2・4・5）エタノール85%以上含有燃料を使用する排気量1300立方cm以下、かつ1kmにつき100グラム以下の二酸化炭素排出量、かつ局長が布告規定したアクティブ・セーフティ・システムの安全標準に従っているガソリン・エンジン 50%→12%

（2・4・6）バイオディーゼル10%以上含有燃料を使用する排気量1500立方cm以下、かつ1kmにつき100グラム以下の二酸化炭素排出量、かつ局長が布告規定したアクティブ・セーフティ・システムの安全標準に従っているディーゼル・エンジン 50%→12%

（おわり）